

「第3次戸田市都市マスタープラン(案)」

意見募集期間

令和 7 年 12 月 1 日 から 令和 8 年 1 月 5 日 まで

概要

都市マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 において「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置づけられており、本市が定める長期的・体系的な都市計画の最上位の指針として、都市の将来像やまちづくりの方向性を示すものです。

戸田市においても、人口減少・高齢化、自然災害の激甚化などの都市を取り巻く課題が複雑化することを受け、戸田市立地適正化計画（防災指針を含む）を一体的に組み込むことで、人口動態や災害リスクなど多様な課題に対応し、誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりの実現を目指します。また、各種関連計画と連携しながら、実効性のある都市計画の推進を図るため、第3次戸田市都市マスタープランを策定します。

市民生活への影響

将来都市像を「このまちで良かった 潤いと活力に溢(あふ)れ 安心を実感できるまち とだ」とし、水やみどりの潤いに溢れる戸田市の魅力を活かすとともに、鉄道3駅周辺の拠点の賑わいの形成等を通じて、活力に溢れ、いきいきと生活できるまちを目指します。また、自然災害に強い都市基盤や住宅の整備、防災機能の拡充等を通じて、防災力を強化や地域コミュニティの強化によって防犯対策を充実させ、安心を実感できるまちを目指します。

